

# 危険コンクリートブロック塀等撤去費助成事業

## 補助の対象となる方は？

- 1) 危険コンクリートブロック塀等を所有している方
- 2) 市税等を滞納していない方



## 補助の対象となる危険コンクリートブロック塀等は？

次に該当するもので、倒壊した場合において、道路を通行する者に危害を及ぼす恐れ又は通行の支障となる恐れがあると市長が認定したもの

- 1) 補強コンクリートブロック造又は組積造（コンクリートブロック造、石造、レンガ造等）

※ 門扉や門柱等及び万年塀等の組積造でないものは補助対象外です。

- 2) 道路に面していること

- 3) その他

※ 補助金交付の対象となる回数は、同一敷地につき1回限りとします。

※ 所有されているブロック塀等が補助の対象となるかは、申込を受けて、市の職員が事前調査を行います。

※ 交付決定を受けた日の当該年度の1月末日までに、危険コンクリートブロック塀等の撤去工事が完了すること

※ 申請前に契約または工事着手すると補助金は受けられません。

## 補助金の額

危険なコンクリートブロック塀等の撤去に要する費用の2分の1の額（1,000円未満は切捨て）とし、**上限10万円**

## お問い合わせ

補助金の交付を受けるには、契約前に都市整備室（銚子市役所4階）への申請が必要となります。  
わからない点については、[TEL 0479-21-3511](tel:0479-21-3511)までお問い合わせ下さい。（裏面参照）

## 危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金交付手続きの流れ

